

平成 24 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 大証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(T E L 078-452-0668)

株式会社大阪証券取引所による当社の再建計画の認定 及び当社株式上場時価総額審査の開始に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「債務免除等の金融支援に関するお知らせ」に記載のとおり、親会社であります森トラスト株式会社（以下、「森トラスト」といいます。）からの借入金の一部につき、同社に対して債務免除を要請し、合意に至りました。当社は、事業再構築（再建）計画（以下、「本事業再構築計画」といいます。）における債務免除額が最近事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上となることから、平成 24 年 11 月 9 日（本日）付「『アーバンライフ株式会社 事業再構築（再建）計画』の株式会社大阪証券取引所への提出について」に記載のとおり、株式会社大阪証券取引所の定める「株券上場廃止基準」第 3 条の 2 第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行い、同日付で本事業再生計画については、同基準第 2 条第 1 項第 7 号(破産手続、再生手続又は更生手続)後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」であるとの認定をいただきました。

本事業再構築計画に係る認定をいただいたことを受け、今後、当社株式は同基準に基づき、上場時価総額に関して 1 ヶ月間（平成 24 年 11 月 10 日～平成 24 年 12 月 9 日）の平均上場時価総額及び当該 1 ヶ月間の最終日（平成 24 年 12 月 9 日（実質的には平成 24 年 12 月 7 日））の上場時価総額のいずれもが 5 億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、上場時価総額に関して 1 ヶ月間（平成 24 年 11 月 10 日～平成 24 年 12 月 9 日）の平均上場時価総額もしくは当該 1 ヶ月間の最終日（平成 24 年 12 月 9 日（実質的には平成 24 年 12 月 7 日））の上場時価総額が 5 億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となりますのでお知らせいたします。

以 上